斑鳩町子ども食堂開設・活動促進事業補助金



**募　集　案　内**

斑鳩町は、子どもが、将来に希望を持って健やかに成長できるよう、地域で安心して過ごすことのできる居場所を提供する「子ども食堂」の取組を応援します。

事業の趣旨

斑鳩町では、全ての子どもが、将来に希望を持って健やかに成長できるよう、子どもたちが、食を通じた団らんの中で、コミュニケーションを図り、地域で安心して過ごすことのできる居場所としての「子ども食堂」の新規開設や活動促進を応援します。

補助対象団体（補助金を受けられる団体）

斑鳩町内に主たる活動の拠点を有し、地域活動、子どもの支援に資する福祉活動等に関する活動実績を有し、次に掲げる要件を満たす法人(営利目的の法人を除く。)その他の団体

(1)　1年以上継続して子ども食堂事業を運営する意思及び能力を有すると認められること。

(2)　奈良県こども食堂ネットワークに加盟していること。

(3)　組織の運営に関する規約、会則等を有し、会員名簿を備えていること。

(4)　適正な会計処理が行われていること。

(5)　政治的又は宗教的活動を行うことを目的としていないこと。

(6)　活動内容が公の秩序又は善良の風俗に反するものでないこと。

(7)　暴力団若しくは暴力団員でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

補助事業実施要件（補助の対象となる取組）

子ども食堂事業で、次の各号のいずれにも該当するもの。

(1)　子ども食堂事業を継続して毎月1回以上定期的に開催すること。ただし、町長が適当と認める場合は、この限りでない。

(2)　1回当たり10食以上の食事を提供できる体制をとること。

(3)　営利を目的とするものでないこと。ただし、利用者から食材等の実費相当額を徴収することができるものとする。

(4)　管轄する保健所への届出等所要の衛生管理を行っていること。

裏面あり

(5)　食物アレルギーのある子どもが誤食しないように配慮していること。

(6)　補助の対象となる子ども食堂事業の実施に関し、同一会計年度において、町から同種の助成を受けていないこと。

(7)　前各号に掲げるもののほか、町長が別に定める事項を遵守すること。

補助対象経費

・食材費

・消耗品費

・印刷製本費

・保険料

・会場使用料その他事業の実施に直接必要な経費

※次の経費は、補助対象としない。

(1)　補助対象団体の運営に関する経費

(2)　補助対象団体の構成員に対する人件費、謝礼、交通費及び宿泊費

(3)　補助対象団体の構成員による会合の飲食費

(4)　前各号に掲げるもののほか、補助することが適当でないと認められる経費

補助金額

補助金額＝【補助対象経費】－【利用料、寄附金、協賛金その他の収入額】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（1,000円未満の端数は切捨）

※限額額　5,000円/月額　×　子ども食堂事業実施月数＝60,000円/年

申請方法

斑鳩町子ども食堂事業補助金交付申請書を提出してください。

＜添付書類＞

(1)　団体の規約、会則等

(2)　団体の概要が分かる書類(構成員の名簿、活動実績資料等)

(3)　事業計画書

(4)　収支予算書

このほか、必要に応じて提出していただく書類がある場合があります。

【問い合わせ・申請先】

〒636-0142

斑鳩町小吉田1丁目12番35号　生き生きプラザ斑鳩内

斑鳩町役場　住民生活部　子育て支援課　子ども支援係

☎0745-75-1152